

群馬大学共同教育学部附属特別支援学校校則

平成16. 4. 1 制定
改正 平成17. 4. 1 平成19. 4. 1
平成20. 4. 1 平成23. 4. 1
平成26. 4. 1 令和 2. 4. 1

第1章 総 則

(目 的)

第1条 群馬大学共同教育学部附属特別支援学校（以下「本校」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、知的障害者に対して、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせて自立を図るために必要な知識技能を授け、かつ教育の理論及び実際に関する研究並びに実証に寄与するとともに、共同教育学部学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。

(部)

第2条 本校に、小学部、中学部及び高等部を置く。

(修業年限)

第3条 本校の修業年限は、小学部6年、中学部3年、高等部3年とする。

(学級及び定員)

第4条 本校の学級及び定員は、次のとおりとする。

区 分	学級数	学級定員	総定員
小学部	3	6	18
中学部	3	6	18
高等部	3	8	24
計	9		60

(職員組織)

第5条 本校に、次の職員を置く。

校 長

教 頭

教 諭

養護教諭

事務職員

- 2 校長は、共同教育学部の主担当を命ぜられた教授又は教育学研究科の主担当を命ぜられた教授をもって充てる。
- 3 教頭は、副校長と称することができる。
- 4 本校の小学部、中学部及び高等部に主事を置き、その部に属する教諭をもって充てる。
- 5 本校に、教務主任、学年主任、その他の主任等を置き、本校の教諭をもって充てる。
- 6 校務分掌については、別に定める。

(職員会議)

第6条 本校に、職員会議を置く。

2 職員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学校評議員)

第7条 本校に、学校評議員を置く。

2 学校評議員に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教育課程

(教育課程)

第8条 本校の教育課程は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に基づき、校長が編成する。

第3章 学年，学期及び休業日

(学 年)

第9条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

第10条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から10月第2月曜日まで

後期 10月第2月曜日の翌日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月21日から8月27日まで

秋季休業 10月第2月曜日の翌日と翌々日

冬季休業 12月23日から翌年1月7日まで

学年末休業 3月21日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学，休学，転学，退学，除籍及び出席停止

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(転入学)

第12条の2 校長は、欠員がある場合に限り、転入学を許可することができる。

2 転入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(入学願)

第13条 入学(転入学を含む。以下同じ。)を志願する者の保護者は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第14条 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

(入学手続)

第15条 前条により合格した者の保護者は、所定の書類を提出しなければならない。

2 高等部にあつては、前項のほか入学料を納入しなければならない。

(入学許可)

第16条 入学の許可は、所定の手続を経た者(入学料の免除の申請手続をした者を含む。)に対し、校長が行う。

(欠席等)

第17条 児童又は生徒が病気等のため欠席、遅刻又は早退する場合は、保護者はその旨を校長に届け出なければならない。

2 前項において、長期にわたる病気等の場合は、診断書又は理由書を添えなければならない。

(通学区域)

第18条 本校に通学区域を設ける。

2 通学区域は、別に定める。

(住所等の変更届等)

第19条 保護者又は児童・生徒の住所等に変更があつた場合は、速やかに校長に届け出なければならない。

(休学、転学又は退学)

第20条 やむを得ない理由により児童又は生徒が休学、転学又は退学しようとする場合は、保護者はあらかじめその旨を校長に届け出て、許可を受けなければならない。

2 休学期間中に、その理由がなくなったときは、保護者は直ちに校長に届け出て復学するものとする。

(除 籍)

第21条 高等部の生徒が、次の各号のいずれかに該当する場合、校長はその生徒を除籍する。

(1) 死亡又は行方不明の届出があつた場合

(2) 入学料の免除を申請し、不許可とされ又は半額免除を許可された者で納入すべき入学料を所定の期日までに納入しない場合

(3) 正当な理由がなく授業料を納めない場合

(出席停止)

第22条 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒があるときは、その保護者に対して、児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。

(1) 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

(2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

(3) 施設又は設備を損壊する行為

(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 校長は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、校長が別に定めるものとする。

4 校長は、出席停止の命令に係る児童又は生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(感染症による出席停止)

第22条の2 校長は、感染症のため出席を停止させた方がよいと認められる児童又は生徒があるときは、その保護者に対して、児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。

2 校長は、出席停止を命じた場合には、前条第4項の措置を講ずるものとする。

第5章 課程の修了及び卒業

(学習の評価)

第22条の3 学習の評価に関する基準は、校長が別に定める。

(課程の修了及び卒業)

第23条 学年の修了及び卒業の認定は、児童及び生徒の平素の成績を評価して、全教員による会議を経て校長が行う。

2 校長は、小学部、中学部又は高等部の全課程を修了したと認定した者には、卒業証書を授与する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料の額及び徴収方法)

第24条 検定料、入学料及び授業料の額及び徴収方法は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(停学中の者の授業料)

第25条 停学中の者は、停学期間中の授業料を納めなければならない。

(入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第26条 高等部の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予については、別に定めるところによる。

(検定料等の返還)

第27条 既納の検定料、入学料及び授業料は、別に定めがある場合を除き、返還しない。

第7章 賞 罰

(表 彰)

第28条 他の模範とするに足ると認められた児童及び生徒は、表彰することができる。

(懲 戒)

第29条 校長は、児童及び生徒に対し、教育上必要と認めたときは、これを懲戒することがある。

2 小学部及び中学部の懲戒は、訓告とする。

3 高等部の懲戒は、退学、停学又は訓告とし、文書により行う。

第8章 そ の 他

(雑 則)

第30条 この校則に定めるもののほか、本校の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(校則の改廃)

第31条 この校則の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この校則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、令和2年4月1日から施行する。